

第十節 藩政治下諸事

一 薩琉兩属的地位の維持

琉球と道之島との関係を政治的に切断したのは、慶長十四年（一六〇九）の薩藩による琉球侵略である。琉球は敗戦の結果として、慶長十六年（一六一一）八月、道之島五島の割譲を命令され、琉球と道之島との約三百五十年にわたる支配对被支配関係は表面的には断絶されることになった。

しかし、割譲後も政治的にはともかくとして、共同体的関係は継承されていた。

薩摩の琉球侵略の目的の一つは、日明貿易復活のあつせんを行わしめることにあつたから、そのためには、対外的措置として琉球の独立を薩摩側は否認することほはきなかつたのである。

琉球が薩摩の付庸国であるという事実の偽装にいかにか苦心したかは、かの「勅使御尋之時の晴様」はるみよう（旅行人心得書）の一例でも知られるところであることは、前にも述べたとおりである。

道之島領有後その方面の諸島を宝島と称せしめ、島民の風俗習慣をはじめ生活様式の本土化を禁止したのも、すべて如上じじょうの苦肉の策の表れであつた。これらの点からみて、薩摩側からすれば道之島は対外的には独立国琉球の一部であつた。

したがって割譲後の沖永良部と琉球との関係は、薩琉両国に対する兩属的地位を無視することはできない。

（一）御冠船時の見次物

道之島が割譲後も御冠船時の見次物（調物）を負担したことは、中国に対しては道之島は琉球の属領であつたから当然である。

「道之島代官記集成」によると、享保四年（一七一九）の尚敬冊封に始まって慶応二年（一八六六）の尚泰に終わっているが、寛永十年（一六三三）の尚豊、寛文一年（一六六三）の尚質、天和三年（一六八三）の尚貞の時

も負担したに相違ない。明記された沖永良部島関係の年次は次のとおりである。

回数	冊封年	国王	調物名	宰領人物
1	享保四年（七一九）	尚敬王	調物 調物	諸人目 与人平安山取松役一人
2	宝暦六年（七五六）	尚穆王	調物	与人寄富久政掟具志政
3	寛政十二年（一八〇〇）	尚温王	調物	与人真玉橋掟平安端
4	文化五年（一八〇八）	尚灑王	調物	与人西正取松役平安雄
5	天保九年（一八三八）	尚育王	調物	与人寄饒霸取松役饒全
6	慶応二年（一八六六）	尚泰王	調物	与人蘇廷長取松役蘇廷謙

(二) 御慶事上国

元禄三年（一六九〇）、沖永良部島に代官所が置かれたが、その年以後藩王家に御慶事があることに与人が島を代表して藩公に伺候御祝儀言上のため上臈じょうろうする例になつていた。その与人は定例の御祝儀品を携えて行つて、藩公を始め関係諸役員方へこれを差し上げ、お慶よろこびの御挨拶を言上するだけの任務であるがすこぶるこれを名譽としかつ重大使命と見られたものである。これを上国与人といひ当時は帆船航海のことであるから、船便の都

あつた。

上国

一 延享二年（一七四五）（廿三代島津宗信公）御初入部に付御祝儀のため道之島与人上国を命ぜられ、大島の与人左栄統、喜界島の与人喜美智、徳之島の与人佐栄久と共に沖永良部島の与人仁志平上国、此年九月九日献上物相備へ御対面所にて拜謁仰付けられ、御家老其外役人方へ進上物例の通り差上げ、例により中取に相付御廻礼を了へ而して本丸より拜領紙、家老其外役人等より百田紙並に品々賜はり且つ御勝手の方並に家老を主人側として与人中両度中取御同心にて拜謁御料理を下さる。

一 明和二年（一七六五）太守様（廿五代島津重豪公）従四位上中将、御官位御累進之旨御到来依之四島の与人一人宛進上物等先格之通致用意來夏中罷登御祝儀申上候様申渡候、此御祝儀のため沖永良部島与人平安統上国す。ここに当時の御祝儀言上の有様を誌して後年の参考に資せん。

申渡により九月九日六ツ時時分登城致し献上物を先例の通り相備へ四島共召列候人数御座拜見仕候て御対

合がよかつた場合でも二、三カ月、それでも早旅と喜んだものである。そのため与人一人一回の上臈に要する島費はけだし尠せう少ではなかつた。「三回上国すれば三代まで遺る」と評されたものである。推してその収益を知るべしである。

されば御祝儀品は、藩主ならびに御家族へ差し上げるものを称して献上品といい、御家老以下の役員などへ差し上げるものを進覧品といつていた。献上品ならびに進覧品は島々によつて異なるが、沖永良部島は白地芭蕉（生芭蕉）布、および堅縞芭蕉布貳拾反、泡盛などを献上物とし、芭蕉布・焼酎・砂糖・筵などを進覧物としていた。

一慶事につき前記のごとく献上ならびに進覧物を差し上げる例であるが、一カ年内に数回の御慶事重なる場合は献上物だけを増して進覧物は増すに及ばないことになつていた。献上物ならびに進覧物はすべて島費支出になるが、その高額すなわち賦課法は沖永良部島高額六千五百十二石六斗八合、与論島高額二千四百拾参石参斗五合に対し、焼酎千四拾壺歪五勺（強度の泡盛、もつとも二盃七合五勺をもつて壺升となる）、芭蕉布百四反、うち黒五十二反（堅縞）、白五十二反（無地）、尺筵四束で

面所に於て御番頭より御拜謁の稽古仰せ付けられ相済み琉球中山王御使者引次に道之島与人一人宛御奏者番一人宛御奏者成され御拜謁首尾能く相勤直に御家老島津仲様、島津左中様、樺山左京様、高橋此面様、菱刈藤馬様等々外御用人十六人御勝手方御用人堀四郎太夫様、道之島御用人川田彦七様等へ進覧物先例の通り差上げ御礼廻相済み候。十月廿七日御暇仰付けられ御本丸より紙十束拜領被成下難有頂載仕候。御勝手方御家老菱刈藤馬様、川田伊織様、道之島御用人川田彦七様の三人様、御屋敷よりは四島与人中被召寄進上物差上掛御亭主振りにて御料理段々御馳走被下百田紙並に品々を賜はり且又島津左中様御事、江府へ被為成御勤候処右御屋敷へ差上候進覧物之為御礼江戸より御屋敷へ被仰越候由にて右御役人より御状被相添百田紙一束に煙草一斤帰島以後より御下被成下候。

一 安政四年（一八五七）篤君様御礼外一条の御慶事御祝儀のため沖永良部島与人、伊名川上国す。（安政三年斉興公の養女篤姫大將軍徳川家定夫人となる）

一 安政四年（一八五七）宰相様（島津斉興公）叙従三位の御慶事御祝のため沖永良部島与人、坦晋上国。

一 安政六年（一八五九）御初入部御慶事御祝儀として与論島与人納富之を兼ね、献上物は翌年札方与人（札改の臨時役）政照宰領にて差上ぐ。

一 文久二年（一八六二）和泉様（島津久光公）御美形の御身柄に被復の御慶事御祝儀のため沖永良部島与人蘇廷良上国中、又久光公が関白より烏帽子、直垂を賜はった御慶事あり、右蘇廷良目録を以て御祝儀をなし、現品は文久三年、与人山真粹憲持登る。

一 文久三年（一八六三）太守様（島津忠義公）天朝より御馬拝領の御慶事に付大赦仰出され、同年更に公が国家のため藩屏の大任を尽されし簾を以て御差の御刀御脇差拝領され、且又父島津久光公は御鞍置御馬拝領さるる等重畳の御慶事に付御祝儀のため、与論島与人納富上国す。

一 島津久光公、京都御城へ登城御太刀一腰、黄金五枚並天盃頂戴、且鞍置馬一疋拝領。

一 太守様（忠義公）裸馬一疋並判金拾枚拝領。

一 三郎様（久光公）容易ならざる時局に付朝儀参与仰せ出さる。

一 太守様（忠義公）二条御城へ御登城御差の御刀御脇

差並少将様（久光公）鞍置馬並御刀拝領。
以上教様の御慶事に付在覽中の与論島与人納富一緒に御祝儀言上す。

一 元治元年（一八六四）禁門の変あり。我藩士死傷する者数人、尋で征長の役あり、長藩恭順の意を表し戦に至らずして止む、此功に依り移鞍一具賜はりし御慶事に付、御祝儀のため沖永良部島与人政照上国す。（政照は元治元年五月与人義盛死去に付後任となつた人である）

一 明治元年（一八六八）戊辰正月旧幕兵大挙上京す。官軍伏見鳥羽に追撃して之を退く。尋で関東東北の戦争となり九月平定に帰す。薩藩将士死傷する者多し。

島津忠義公天朝より御劔御拝領勅書頂戴且つ殉国戦死者へ金五百両を下賜され、一社を設立して厚く葬礼すべく勅令を蒙りし御慶事に付、御祝儀のため沖永良部島与人蘇廷良上国す。

一 明治元年（一八六八）二月島津忠義公、積年藩屏の大任を尽し勤王の簾により天朝より御短刀並御文台御料硯御拝領勅命を蒙りし御慶事に付、在覽中の島与人蘇廷良御祝儀言上す。

明治二年薩藩は長・土・肥の三藩と共に藩籍奉還、王

政復古の御一新に際し、御慶事献上物に及ばず御祝儀は島代官へ申上ぐべく令達があつたにかかわらず、島津斉彬公大小並御菓子拝領の御慶事御祝儀のため既に献上物を調達してあつたので与論島与人喜久仁辰相携へ上国す。

以上のように沖永良部島は、薩藩服属以後は藩主家に御慶事あるごとに与人が島を代表して、藩公に伺候御祝儀言上することが例になっていたが、一方琉球に対しても琉球国王の冊封ごとに沖永良部島与人は賀使として、調物宰領にて琉球王に拝謁したもので、いわば薩琉両国に対し服属の地位を維持してきたものといえる。

二 砂糖搾取策

道之島が薩藩直属になって間もなく、慶長十五年（一六一〇）に直川智が甘庶の栽培と製糖術を伝えると、それがよく風土に適し広く全島に及んだので、藩では早くもこれに囑目し、その増殖を奨励するとともに砂糖の

吸収に努めた。

すでに正保四年（一六四七）以来、薩藩は年々琉球より買い上げまたは貢物された砂糖を転売し利益を占めていたが、大島の糖業に対し干渉し始めたのは元禄十一年（一六九八）からである。すなわち大島に黍横目、津口横目、竹木横目をおいたのがそれである。

黍横目は甘庶栽培、施肥のことを監督し、甘庶植栽地の割り当て、督責して庶苗を植え付けしめるなどもつばら砂糖増殖のことをつかさどり、津口横目は船舶の出入りを検査し、砂糖の密売や他藩船や外国船の入泊するとき自由に上陸せしめないよう取り締まり、竹木横目は砂糖樽製造用の樽木、その他竹木繁殖の事をつかさどるものであった。

これらによつてみても、砂糖の増殖を督励し、かつ売買に関して干渉の手を伸ばし、産糖を独占しようとしていたことがわかる。

もつとも藩主による砂糖の買い上げは、以前から行われていたであろうが、正徳三年（一七一三）に「砂糖十三万斤づつ毎年御買入れあり」と記されており、その後買重んで二百五十万斤となり、延享三年（一七四六）に

は「更に百万斤を御買重み仰せ渡され都合二百五十万斤」完納とあり、その前年延享二年（一七四五）には、従来の貢米制度が改められて換糖上納制となったが、その割合は砂糖一斤につき代米三合六勺（玄米）であった。その後延享四年（一七四七）四月晦日「向後御買入砂糖に対する代米は享保の御規定により三合五勺」とあるが、宝暦十二年（一七六一）三月には五勺を減じて三合替となつてゐる。下つて天明七年（一七八七）には買入れを止められ、定納外に百万斤を買ひ上げたが、この時の代米は四合ずつであった。さらに寛政十年（一七九八）十二月には、定式上納に百万斤を加えて都合四百六十万斤を定式上納とした。

薩藩が大島諸島を領有すると同時に、租税は米をもつて上納する割合であつたが、前述のとおり延享二年（一七四五）に至つて貢米はすべて砂糖をもつて上納せしむることとした（砂糖一斤につき三合六勺替）。いわゆる換糖上納がここに始まつたのである。

もつとも、この貢糖の制度は薩藩の独創でなく、すでに琉球で範を垂れ、正保四年（一六四七）貢糖の制をしき私の売買を禁じ、利益を政庁が独占することにしてい

砂糖生産高の増加を計った。

四、圃場、甘蔗畑は黍横目・黍見廻が常に監視して、中耕、除草、病害虫の駆除などに至るまで嚴重に管理干渉し、農民の甘蔗作を怠らしめないようにした。

五、検見役は圃場でまず立毛について検見を行った。検見が非常に嚴重であつたことは記録に明らかである。

六、砂糖製造の時期には重黍見廻を置き、蔗汁検査まで行われた。生産額が検見の際の予想高に達しないときはきわめて苛酷なる刑罰を加えた。

このような制度であつたから、栽培畑地のほとんど全部は甘蔗畑であつて、水田にまで植え付けを強制するに至つた。島民の常食たる甘藷のごときは山腹を開墾して栽培したことを見ても、甘蔗反別の増強にいかに意を配つていたかが分かる。

砂糖樽については、寛政元年（一七八九）の春定められた規定によると、砂糖樽寸法高さ一尺五、六寸、厚さ四分、口の差し渡し一尺五、六寸、ふたの厚さ五、六分、底の厚さ七、八分、樽一挺につき鉄釘十本、帯竹六帯の定めであつた。もつとも樽の重さ十三斤ないし十七斤、樽の樽木一束およそ三尺回り、長さ一尺五、六寸、樽四

た。薩藩の貢糖制度も恐らく琉球のこの例に習つたものである。その後薩藩では安永年間（一七七二～一七七九）に至つて貢糖のほか大島四島の産糖額の幾分を藩主が買ひ上げ、残余の勝手販売の砂糖を山川港において同じく藩主が玄米三合替で買ひ上げる方法を設けた。

江戸時代においては琉球および大島諸島は、わが国における砂糖の主産地であり、その砂糖が薩藩にとつてはなほ重要な財源であつたのであるから、種々の方法によつて砂糖からの利益を吸収し、それによつて藩を財政難から救おうと努めたのである。

〔嚴重なる取り締まり〕

藩庁では甘蔗耕作を監視督励するために左の諸役をおき、増収のために種々の方法を講じた。

一、甘蔗耕作に対しては各島の代官が藩庁の意を受けてもつぱらその任に当たつた。

二、各間切に黍横目・黍見廻を置き、甘蔗耕作夫を督促強作せしめた。この役の安危も一に甘蔗栽培面積の増減いかんにかかつていた。

三、水田たりとも甘蔗を耕作しうところは黍横目をし奨励せしめ、藩は少しでも甘蔗耕作地を広めんとし、

挺分にて重さおよそ八貫目の定法であつた。

〔勸農使と弊政改革〕

藩庁の糖業政策が周到であつただけに収斂しゅうれんもはなはだしいものがあつた。三、四年の短期で交代した代官はじめ詰役は民の好嫌などに関せず功を急いでむやみに督促して産糖額の増加を促したり、代官のうちには島民が支給米の不足を甘蔗で補うのを見て米穀がなくとも生活に事欠かないと独断し、給米を横領する者もあり、自己の功績を誇るために耕地の拡張、上納糖の増額を強要する者もあつて、島民の受ける給米は年々減少するに反し、上納糖の高はますます増加して、島民は代官と藩庁から二重の苦しみを課せられた。

しかし、このような圧迫は永続きするものでなく、従順な島民も根気を尽くして後は疲弊のほかになく、農地は荒廢して藩庁の収入も減少することとなり、これが回復を図らなければならぬ状態となつた。

安永六年（一七七七）、藩主島津忠豪公の時、得能通昭を勸農使として大島に派遣したが、当時の事情は「通昭録」にうかがうことができる。通昭は巡視して民情を査察し、地力を調べ、帰任後復命したが、藩庁ではこの

建議を採用し、弊政を改めさせた。それは次の三項から成っている。

一、従来過重に甘蔗栽培を強制して余りに耕作の自由を束縛せしことを弛め、之を一定量に限りて其の程度は時宜に定むることとす。

一、甘蔗以外にも、稲、甘藷その他各自の欲する作物栽培の余裕を与へ、民の衣食を豊かにしめんことを図る。

一、御蔵米を島民に分配して常食の料たらしむることは之を廃止す。

すなわち、大島をしてさながら藩の製糖工場であるかのような極端な政策を改め、甘蔗は貢作物として重視すべきもその程度を定め、なるべく他種栽培もいたさしめるようにし、奸吏かんりの乗ずるところであつた弊根を去り、島民をして伸びうる所に發展せしめんとする政策を採ることとなつたのである。

〔惣買入と三島法〕

(一) 砂糖独占制度

天保元年（一八三〇）に始まる調所広郷の財政改革の基本をなすものは、大島三島砂糖の惣買入であつた。三

島砂糖の惣買入とは、大島・徳之島・喜界島三島の砂糖購入独占制度をいうのであるが、藩庁でこれを大阪に売り出して利益を独占した上からいへば、砂糖専売制度とも言われる。三島と言つても後には沖永良部島・与論島を加えて五島の産糖を独占したのである。調所は惣買入を始めるに当たつて「三島方掛」なるものを設けて事に当たらしめた。

独占の方法として、まず三島の生産糖全部を藩主買上げとし、これがためには私の売買を厳禁し、もし禁を犯して他に密売する者があつたら死刑をもつて処する嚴法を設けた。同時に金銭の通用を廃し、各人の商業は停止せられ、すべての取り引きは消滅に帰せしめ、債者は返す義務なく、貸者は取る権利をなからしめた。これをはすたれ弘廢はすたれと称し、一種の徳政ではあつたが債権者の迷惑は思いやられる。

そして大島より年々上納すべき砂糖、すなわち「御定式上納分」の額を四百六十万斤と定め、その以外の砂糖すなわち「余計糖」は島民の日用必需品と交換する方法を定めた。その手続きは村吏の掟おきて役、筆子ていこらが立黍たしほにつきあらかじめ各人の次年に製出すべき産額を予定し、

この予定額より諸税糖を控除し、残余の砂糖（余計糖）をもつて購入すべき品物を書き出さしめ、これを一の帳簿に書き写し、間切役場に差し出す。間切役場は各村のものを取りまとめ代官所に送付する。代官所はさらにこれを総括して藩庁に送達する。藩庁は品物を仕入れて各島に送る。右物品到着の上は代官、与人、横目役立ち合いで受け取り、これを各注文者に分配する。これを配当といった。そして日用必需品と砂糖との交換比率は藩において巨細に規定しておき、これを島民各戸に写し置かしたためたよう、その価格は常に一定していた。この交換法を称して三島法といつたのである。

(二) 日用品との交換比率

交換比率を規定した書類のうち、惣買入の初年なる天保元年（一八三〇）のそれと、その二十九年後の安政六年（一八五九）のそれとが今日残っている主なものである。前者は五十七種の物品と砂糖との交換比率を示し、後者は四百五十七種との比率を示しているが、そのうちの一部を掲載する。

一、砂糖惣買入に付品値段之覚（天保元年
寅九月四日）

百田紙一束に付

代糖二十五斤

縞晒一反	同	八十斤
半切紙一束	同	二十五斤
髪付一斤	同	十八斤
絞木綿一端	同	三十八斤
漆 十刃	同	六斤
白地木綿一端	同	（上四十五斤 下四十斤）
一寸釘百本	同	四斤
二寸釘百本	同	六斤
傘 一本	同	十八斤
吸煙管一本	同	（上十八斤 中十五斤 小三斤）
小筆 一對	同	二十五斤
繰綿一反織	同	二十斤
蠟燭 一斤	同	二十斤
米二斗八升	同	百四十二斤
素麵 百刃	同	三斤
洪蛇の目一本	同	六十斤
鯉節一斤	同	二十斤
白晒 一斤	同	八十斤
葛粉 一斤	同	十五斤

右之通代付を以て御買入被仰出候間銘々書致置諸事可

一、惣御買入方御品物値致附葉（安政六年）

島津家臨時編輯所所蔵写本

真米三合二付	砂糖一斤替
粟 六合二付	一斤替
真粳六合二付	一斤替
蕎麦五合二付	一斤替
小麦二合五勺二付	一斤替
大豆三合二付	一斤替
茶 一斤二付	二十五斤替
繰綿一斤二付	二十八斤替
甚吉綿一斤二付	三十斤替
種油 一沛二付	二十八斤替
酒 一沛二付	十八斤替
酢 一沛二付	七斤替
國分上煙草一斤二付	二十一斤替
指宿上煙草一斤二付	十五斤替
百田紙一束二付	二十八斤替
半切紙一束二付	二十八斤替

高岡半切紙一束二付	四十五斤替
請帳紙一束二付（一束二百枚）	三十六斤替
美濃紙一束二付	四十五斤替
杉五分板一間二付	三十五斤替
杉八分板一間二付	六十斤替
蠟燭 一斤二付	二十斤替
漆 一斤二付	七十二斤替
麻糸 一斤二付	七十斤替
引綱糸一斤二付	三十斤替
投綱糸一斤二付	七十斤替
麻宇 一斤二付	十八斤替
数ノ子一斤二付	五斤替
昆布 一斤二付	三斤替
鯨髭 百匁二付	二十五斤七合四勺替
素麵 百目二付	十二斤替
大斧一挺二付	六十三斤替
中斧一挺二付	三十四斤替
鎌 一匁二付	七斤替
山鋏一匁二付	二十五斤替
手鋏一匁二付	二斤二合五勺替

屋根鋏一匁二付	三十五斤替
懐中小刀一匁二付	六斤替
合砥二面二付	八斤替
大鑪一匁二付	十斤半替
角鑪一匁二付	十斤替
料理包丁一匁二付	九斤替
木挽鋸一匁二付	二百九十二斤替

右はいずれも大島本島に関するものであるが、同様の交換比率は他の島々にも適用されたのであろう。そしてこれをしさいに点検すれば、砂糖の価値がすこぶる低いものになっていることがわかる。たとえば米一升は前の場合には砂糖五斤、後の場合には三斤と換えられることとなっているが、大阪で売った価格を見ると、砂糖一斤は天保元年から同十年までの価格平均銀一匁一分七厘五毛であり、米一升は同期間の平均価格銀九分六厘三毛余であった。これによると砂糖の価値がこの交換方法において一般にはなはだ低く見なされていることが察せられる。

砂糖は安価に買い上げてこれを大阪で高く売り、諸物

品は大阪で安く仕入れて大島で高く換え渡している。その差額のみあまりに大きなには驚くばかりである。藩庁が二重の利を占めて三島法の成功を誇ったのも当然である。

(三) 砂糖専売卸度

このように独占した砂糖の販売策はどうであったのかというに、まず砂糖運送船として特に「三島方御用船」を造らせ、その船は主として三島と鹿児島の間を往復上下させたが、その船の大きさは十八反帆ぐらいのものでその数は十余艘あった。このほかに「御仕登積船」というものを数艘造らしめた。これは米その他の産物を大阪へ積登せる大船であるが砂糖も運送したのであるから、先の「三島方御用船」とならんで運賃をむさぼられることもなくきわめて有利であった。

こうして大阪へ上らせた砂糖およびその価格はどうかあったか。調所広郷の「財政改革由緒書」によると、改革前の十年間と改革後の十年間のそれを比較している。すなわち以下のとおりである。

一 改革前の十ヶ年分 砂糖一億二千万斤

代銀八万九千六百六十貫目（但砂糖一斤に付代銀六分

八厘三毛廻) 金にして百三十六万六千両
一ヶ年分十三万六千六百両

一 改革後の十ヶ年分 砂糖一億二千万斤

代銀十四万千貫目(但砂糖一斤に付代銀一匁一分七厘五毛余) 金にして二百三十五万両

一ヶ年分二十三万五千両

差引、銀五万九千四十貫目、金にして九十八万四千両。

右一行御改革以後砂糖値進付御益銀高

この表によれば惣買入実施十年間の輸出額も改革以前十年間のそれも等しく一億二千万斤、年平均千二百万斤となっているが、これは価格の下落に備え故意に改革後のそれを制限したためではないかと考えられる。ここで注意すべきは、右の額は単に三島の砂糖のみでなく、琉球や沖永良部島、与論島のそれをも包含していることである。

改革後において価格が著しく上騰したのは主として品質が精良になったためであるが、他面には販売方法の巧妙になったことや需要の増加もまた原因しているであろう。

早く言えば、砂糖の斤量を表示した証券で、これをもつて互いに取り引き流通せしめたのである。

当時産糖は全部役所の倉庫に納めしめ、そのうちから諸税糖を差し引いた残余すなわち余計糖を基礎にして、黍横目において種々の額面の羽書を発行したのである。羽書は大半紙四つ切りであつて、その書式は左のとおりである。

番号	何方何村
羽書	何之誰
(一)余計糖何千斤也	甲子
	何月
	黍横目
	何之誰

かりに納付した砂糖を八百六十三斤とし、諸税を六百九十八斤とせば差引百六十五斤がすなわち余計糖である。これを本人の希望に応じて分割し、「余計糖何斤也」の所に五斤とか、十斤とか、百斤とか記入した羽書として交付する。交付を受けた者は前述の比率によって物品を購入するのである。羽書は島民相互の間に貸借することができたので、砂糖の不足者などは土地、家屋、あるいは諸物を抵当として、羽書を多く所持する者からこれを借り、税糖として上納したこともあった。

羽書の通用期間は、五、六、七月の三ヶ月で、他の時

さて、その販売方法はどうかというに、享保年間より三島の黒砂糖に限り蔵屋敷において入札に付し、その他は薩州定問屋および同小問屋で取り扱った。しかるに惣買入後六年を経た天保六年(一八三五)に至つて一切入札売となった。このような販売方法は問屋の手を経て売り払う場合に比し利益が多かつたことは疑をいれないところである。

売り払つた砂糖の大部分が買納であり、買い入れた部分もはなはだ安く手に入れたのであり、かつ運送も売りさばくのも有利な方法によつたのであるから、その純益は少なくとも売価の半分すなわち一年十万両を超えていたであろうことは想像に難くない。

〔貨幣廃止と羽書の発行〕

三島法と関連したものに羽書の制がある。惣買入と同時に貨幣の適用を全廃した藩庁では、前に掲げた交換比率により、島民に対し砂糖と引き換えに日用必需品を分配することとしたのであるが、砂糖そのものを授受することははなはだ不便であつたから、天保十年(一八三九)春より黍横目の名儀をもつて「羽書」と称する一種の形式を発行し、交換および分配の便をはかつたのである。

期には無効となる。最初羽書を発行するとき、必ず一々これを台帳に登録し、その年の七月を過ぎればすぐに取り引きを停止し、ここに台帳と勘合して総勘定をした。羽書の授受は各人手控帳を作りおき、何某より受け取り何某に渡す旨を記したから、偽造はすぐに判明したわけである。総勘定の際羽書を多く所有する者は、先納として本人の注文に任せ、何品に限らず藩庁よりこれを授ける。物品を受けた者はこの品物をもつて羽書を目当に売り付け、翌年羽書取り引きの際この代を羽書によって受け取るのである。

この方法によつて貨幣廃止の不便を多少緩和することができたが、しかし到底金属貨幣の便利なことには及ばなかつた。この方法は結局藩庁側から言へば利益が多く、島民側からは高価な日用必需品を買われ、不便きわまりないものであつた。この制度は明治七年金銭通融まで続いた。

〔苛酷なる取り締まり〕

当時島民は砂糖一斤でも自宅に貯蔵することは許されず、しかも増収のため甘蔗の植付反別によつてあらかじめ砂糖の産出高を測定しておき、万一風害などで予定

額に達しないときは無理にも隠匿罪として苛酷きわまる体刑を課せられた。その上害虫の駆除や庶汁についても嚴重な監督検査を行い、もし違反者のあるときは道路修繕の課役に服せしめるかあるいは刑に処した。甘蔗の切り株が高ければ首に罪人札をかけて村中引き回され、指頭で砂糖をなめても鞭うたれ、製造が粗悪だとの理由で「カブリ」（首枷）や「シマサ」（足枷）の憂きめにあい、たとえ一斤でも売却すれば死刑に処せられ、これに付和同意する者はことごとく遠島（流刑）を申し渡された。それがため島民は厳しい笞の下に血と汗とで作り上げた自分の砂糖の一片を祖先の霊前に供えることさえできず、製糖終了と同時に全部藩の倉庫に納めねばならなかった。たとえ一塊でも隠匿したことが発覚すれば、それを「抜糖」と称して死罪に処したのである。

抜糖取締令に

「抜糖取締向の儀は先年以来追々申渡し殊更惣御買入の御趣法召し建てられ候に付ては、分けて厳密に申渡し候趣に有之候へ共、兎角利慾に迷い候哉。不正の手筋相止まず、別して不届至極に候。依て向後抜糖取締取立て候本人は何人に依らず死罰、本人の申すに任せ同意の者

は軽量に依り、重きは遠島等仰せつけらるる可き旨屹与御規定相渡され候。若し此の後御法犯し候者は容易に御容赦仰せつけらるる間敷候。……人命にも相掛り容易ならざる事に候へば、自然末々に至り汲受うすく、御制度を破り候ては罪人不愆の至につき、前記御制法の次第も申聞置事に候間此旨承知承り、弥以御法令相聞、御取違ひ無之様頭人主人等より稠敷申つけらるべく候。右之通り与人中、支配中其の外向々洩れざる様通達致すべく候。」（久馬、但馬、丹波、信濃連署）

とあるが、あまりにも人間性を無視した厳法である。沖永良部島に砂糖惣買入制が施行されたのは、嘉永六年（一八五三）であるからそれ以後この厳法下におかれたことになる。

三 検 地

検地は藩の所領を掌握するため基礎としての石高を算出することが先決となるが、それには土地丈量と收穫高を査定し村高と領国高が定められ、これに基づいて貢租（年貢）や諸役が決定されることになるのである。

薩藩は慶長十四年（一六〇九）の琉球入り後翌十五年、広狭の実測、村里の調査などを行い検地帳七冊を作成した。これを琉球先竿といっている。

慶長十五年（一六一〇）九月から翌十六年五月にかけて検地を行い、検地帳二百七十冊、石高八万九千八百六十石と算出しているが、これが琉球本竿といわれるものである。

土地の丈量に際しては、六尺三寸を一間、一間四方を一步（坪）、三十歩を一畝、十畝を一反、十反を一町とする統一的な丈量法が採用され、従来千差万別だった枡も京枡に統一され、初一石五升をもって高一石とした。收穫高の査定にあたっては、あらかじめ上村・中村・下村・下々村などの村位と上田・中田・下田、上畠・中畠・下畠などの地位が設けられ、それぞれの査定規準が定められた。石盛は作付けのいかんにかかわらずなく、田畠屋敷ともすべて玄米で表示された。例えば中村の上田は反あたり玄米一石四斗、上畠は同一石、屋敷は同一石などのようなものである。

丈量は村ごとに地籍、地番を追って進められ一筆ごとに地位、面積、石高と作人名が検地帳に記帳された。こ

れは藩政時代を通じて薩藩の基準となっているから、琉球本竿はこれに基づいてなされたものであろう。

道之島では元和七年（一六二二）から実施され、同年までかかったからであろうか、「元和十年道之島竿」といわれる最初の検地が行われており、徳之島では万治二年（一六五九）、「初而御竿入仰渡され」とあるが、実際には元和の竿入が行われているとの説もある。

沖永良部島の検地については、郷土史資料によると、「慶長十五年琉球で先竿が行われた年から五十年後の万治三年（一六六〇）、地所丈量、地位査定あり、これを大御支配といい、貢納を定める台帳すなわち検地帳を作成した」とある。

この万治三年検地の際の石高は記されていないので分らないが、寛永十二年（一六三五）盛増高で、寛文八年（一六六八）報告の「琉球国郷帳」には、石高四千五百五十八石五斗と記されており、元禄十五年（一七〇二）報告の「琉球国郷村帳」および天保五年報告の「天保郷帳」にもこれを模したのであろう、同じ石高が記されている。元禄十五年（一七〇二）松平薩摩守署名のある地図にも同じ石高が記されている。

万治三年検地の後、享保十一年（一七二六）に検地があり、翌享保十二年（一七二七）には地所再丈量、地位査定があり、「高額六千四百拾石二斗四升二合八勺八撮を定額とす」とあり、以後嘉永年間（一八四八―五三）に至る新開地高百二十二石九斗五合一勺六撮を加え、計六千五百三十三石一斗四升八合四撮となっている。

なお、享保十二年の調査は道之島全部および琉球諸島全域にわたって行われているが、その調査の結果による沖永良部島の税額は次のとおりになっている。

沖永良部島、田籍（田や畑、宅地などをあわせ指す）三十四冊、水陸田畝および宅地総計一万九千二百三十俵二斗五升五合、税額六千四百十石二斗四升二合八勺八撮、人口一万八十七人、男四千九百八十九人、女五千九十八人、牛馬二千八十五匹、牛千七百八十四、馬三百五匹、船艇八十一艘、五布帆三艘、四布帆一艘、三布帆七艘、繰舟七十艘となっている。

享保検地の後

- 一、安政三年（一八五六）全島測量、東西五里廿一町南
- 北一里十四町、周囲十四里九町
- 一、明治十二年（一八七九）地租改正、全島反別、地価、

まず土地の所有関係から述べると、土地所有の関係に従って次の三種に分類される。

- 一、公有地 山林、原野（官有林を含む）
- 一、私有地 畑地、宅地、新開地、一部分の田地
- 一、共有地 田地、新開の田地
- (一) 公有地

未開墾の山林原野をいい、往時人口の少なかったころはこの地積は相当大きかったに違いない。公有地は人民が自由に出入して薪炭および果実や食べられる野草を採取することができた。今でもこの古来の習慣があつて、公有林に立ち入って伐採することをやめないで、管理には困惑するということである。しかし、同時にまた、公有地の中には特定の者以外には何人も山内に立ち入ることを禁止した所がある。そのために普通の住民は一步も近づかない。これがために開拓を阻害したばかりでなく、山中に林木は多く繁つても家を建てることも薪を採ることすらもでなかつた。

官有林は公有地のうちにも、また私有地の間にもあつた。有用な良材、竹木ことに貴重な樹種を培養して、人民の自由採取を許さず、竹木見廻、山下見廻らをして絶

地租算出、享保十二年検地以来、嘉永年間までの新竿込める。

総反別 一、五千四百八十六町一反一畝一步

地価 一、三十三万五百六十五円九十銭

地租 一、八千三百六十四円十五銭一厘

一、明治十三年（一八八〇）道路測量、安政三年の丈量改定す。

四 土地制度

琉球では古来土地に関する所有権を認めず、三〇十五年ごとに割り替えを行ってきた。このように個人が土地を所有することができなかった必然の結果として租税の中心をなしてきた地租を個人賦課にすることができず、間切やシマ（集落）が納税者となっていたことはよく知られているが、奄美諸島でも琉球時代にこの割地制度が行われたかどうかははっきりしない。

薩藩時代に行われた高配当は琉球の割地制度を模したようにも思われるが、これは恐らく薩藩の門割制度をそのまま実施したものである。

えず巡回監督せしめたものであったという。

(二) 私有地

主に畑地で、宅地も含まれたが、新開地は多く私有することができた。私有の地積その他はこれを間切役場に登録して租年貢を上納し、その売買ならびに担保提供を許された。私有の結果、土地の分配がはなはだしく偏するに至り、雇主と被雇人（男は年に米三十石ないし四十石、女は米二石を給せらる）との間、最初は大きな差があったが、後には主従の関係となり、借財が積もつてついにその身売り、奴隷となった者も少なくない。藩の政策として、水田でも畑にして利用しうる所はすべて甘蔗の栽培を勧められ、後には水田で私有になるものもあるようになった。

(三) 共有地と高配当

共有地は主に水田で、間切内村民の共有するところであつた。割地制度によつて、夫役を勤める人々にはもれなく公平にこの共有地を配当したもので、これを高配当または当分高といつた。これは主として砂糖増産の政策からきたもので、強制的に甘蔗を作らしめる一つの手段であつた。

高配当は前にも述べた通り、琉球の割地制度とも似ているが、その形態実質において薩藩特有の門割制度かどわりをそのまま実施したものであることは疑をいれない。薩藩においては慶長のころから門割と称する特異の農民制度を設けて藩内の郷村を固め、一村を数多の門に割り付け、そして門内の農民をして所定年限の間耕作をなさしめ、年限が満ちたらその土地を藩に収取して、さらにこれを他の農民に配給耕作せしめていたのである。薩藩のこの門割は土地制度そのものの形態だけは、わが国中古の班田制度に類似しているが、それが一藩財政上の基礎を強固ならしむるために、徴税の源泉である土地の耕作を強制したことから、また一面農民に土地配当と共に労役を賦課した事実に徴するとき、土地門割の制度はむしろこれを単なる民政とみるよりも、一藩の財政および軍制の完備をもって原則とする方針からきたものと見るのが至当であろう。そして薩藩ではお手のもののこの強制耕作制度を移して、もつて大島における甘蔗栽培、糖業政策に適用したのである。

高配当は五〜三年に一度ずつ切り替えが行われたが、その際、もし一村内に夫役を勤むる人々が多くして公田

が不足する場合には、余裕のある近村の田地をもつてこれを補った。だから一村内に夫役人が多ければ、それだけその村は公田を多く配当され、反対に夫役人が少なければしたがって配当も少ないわけである。このように五年または三年に一度ずつそのときの夫役人数を基として村々へ高配当をしたというものの、その村々には年々人々の出入りがあつて、配当を受けた当人がいなくなることもあり、また夫役を勤めても切替年限が来ないために高配当にあずからない者もあつたから、この不合理を避けるためその村々では毎年一度ずつ算者一、二名を選出して、村中の総高を現夫役の人数に応じて等分に配当したもので、これを高割といつた。

高配者は田地横目の監督するところであつたが、直接の当事者として村々でその大小に応じて算者一名または二名を互選せしめ、算者には一日一人分の手当を給した。しかし実際には土地の位に応じて上・中・下・下々の四階に分ち、不公平のないように村民の合議によつて全く自治的に行われた。旧記によれば、全村民が二、三組に分かれて組合を作つて協議したもので、その主旨はもつぱら公平を期するためであつて、耕地の良否ならば

に從來所有の關係などを参酌さんしやくした。割当高の面積は同じ組合内では平等であつたが、組合が違えば必ずしも平等でなかつた。分割の実務に当たる算者は算数に詳しいことはもちろん、田地横目の下にあつて給料を受け、よく自然的ならびに経済的地位を判断しなければならなかつたから、信望ある者を選出したことは言をまたない。

さて、土地の配当であるが、男十五歳、女十三歳になれば作用夫となり、男子は二反五畝、女子はその半分を受けた（別な記録には男二反歩、女八畝歩ともある）。だが、その面積は必ずしも一定せず、体質によつて増減があつたという。そして男は六十歳、女は五十歳に至れば給地を返上する規定で、つまり一代限りの私有利用を許されたのである。

この給与の性質は判明しないが、「徳之島事情」に甘蔗反別を与えたところから見れば、多く畑地にしてその大部分は必ず甘蔗を栽培することと定め、一種の強制耕作をさせるために部分的に行われたようである。

五 税 制

地税の基礎となる土地の丈量は慶長十六年に完成したものと思われる。この慶長検地の結果、大島諸島の総石高を三万五千百四十四石と定め、元和検地（一六二二）のとき、改めて四万三千二百五十七石七斗六升となつていく。察するに租税は地所、人頭、牛馬に賦課したらしく、延享元年（一七四四）までは租米をもつてし、同二年から租糖をもつてした。

「代官記」によれば、延享二年年貢米はすべて砂糖をもつて上納することとなり、砂糖一斤につき米三合六勺替とあるから、換糖上納は実にこのときから始まつたものである。

（一） 租 米

享保十二年（一七二七）の検地によつて、大島五島の総石高は五万一千七百五十六石六斗四升九勺と決定し、そのうち大島本島の石高は一万六千七百七十八石六斗一升一合四勺九才であつたが、新開地（新仕明地ともいい山林を開墾した土地）と検地とを差し引いて、現在一万

六千七百七十石二斗五升七合一勺八才となり、納米七千二百二十八石二斗四升八合一勺四才とある(大嶮竊覽)。これを換算すると、石高一石につき納米四斗二升五合四才であるから、ほぼ四公六民に近かったことが分かる。寛保ごろと思われる大島住用村の検地帳には田租の例として次のようなものがある。(反当を括弧内に換算して参考にする)

上田 五畝十八歩 粃一俵二斗三升(米五斗)
中田 一畝二十歩 粃 一斗二升(米三斗六升)
下田 一畝廿六歩 粃 九升(米二斗四升)
下々田一畝廿五歩 粃 八升(米二斗二升)
すなわち、平均一反歩に対して粃三斗三升を上納したようである。

明治五年五月七日付けをもつて租税課に届け出た大島五島の総石高は六万六千九百九十九石八斗七升余り。その内訳は左のとおりである。

一、大島本島の分

租 一万六千六百五十石四斗三升四合六勺(亭保)
四百二十一石四斗五升四合四勺(亭保以来)
小物成(現品上納) (新開地高)

一、与論島の分

合計二千七百三十七石七斗二升余
総計石高六万六千九百九十九石八斗七升余

(二) 租 糖

租税としての砂糖の有利なことを認めた藩庁では、延享二年(一七四五)から従来の貢米をすべて砂糖に換算して上納することに定めたが、その率は諸記録ならびに古老の説区々として一致しない。とにかく玄米一升につき砂糖三斤もしくは三斤三合、または砂糖一斤につき玄米三合六勺もしくは三合七勺であったという。その後約三十年を経て、安永年中(一七七二—一八〇)に至り、貢糖の外に産糖の幾分を藩主が買い上げ、さらに剰余の勝手販売糖をも山川港において同じく藩主が砂糖一斤玄米三合換で買い上げる法を制定した。五十年後の文政十二年(一八二九)に至って、斉興公は四島の産糖全部を藩主総買上げ制度を改め、もし他に密売する者があれば死刑に処する厳法を設け、この決定額四百六十万斤を除いて、余計糖は島民の日用品と交換の法を定めた。その換算率は一定しなかったようで、左のごとき異同がある。

八千三百八十二石九斗四升五合三勺
内 七千六百一十石余 木海月 檜子 木粒 唐芋
鶏引尾 夜光貝 白のり 海菜 せさい海草 ながらめ 現品上納あるいは代納米 二百二十九石、尺筵九千六百六十五枚 現品上納、但御節礼、室蘭地 納牛馬口銭夫賃等の分 五百五十二石、黒津久 鹿角菜 赤津久 上中下三種の芭蕉及び真綿等現品上納

合計 二万五千四百五十四石四斗八升三合五勺

この外御節礼の時の現品上納

一、尺筵二千枚 一、赤津久五千三百五十三枚
一、芭蕉七千五百斤 一、米七十五石

一 喜界島の分

合計一万二千六百三十五石三斗五升余

合計尺筵五百枚

一、徳之島の分

合計一万八千百石一斗五升余

合計尺筵五百枚

一、沖永良部島の分

合計七千九百七十七石一斗七升余

玄米一升につき砂糖三斤換 (奄美史談)

玄米一升につき砂糖三斤三合換 (南島雑話)

砂糖一斤につき玄米三合七勺換(徳之島亀津益田氏)

砂糖一斤につき玄米三合三勺換(住用村和田氏)

この率によって米は御蔵から給与する定めであったが、後にはそれさえ満足に与えられず、島民はわずかに甘藷によって生命をつなぐ有り様であった。しかも代官の中には島民が甘藷によって支給米の不足を補うのを見てもつけの幸いとして、給米を自ら横領して私腹を肥やす者もあり、また自己の功績を誇るため耕地の拡張、上納糖の増額を強要する者もあって、島民の受ける給米は年とともに減少するに反し、上納糖の高はますます増加して、島民は代官と藩庁から二重の苦しみを課せられた。藩の重臣たちが、貧乏に苦しむ藩士の中からしばしば大島の代官を任じ、その窮迫を救った事実は、いかに藩庁が島民を食い物にしたかを裏書きするものである。

当時本土における物価は玄米一升よりも砂糖一斤の方が少々高かったくらいだから、薩藩の占めた利益の程度も察知することができる。参考までに大阪における米と砂糖との価格を示せば次のとおりである。

天保元年 肥後米一石(三俵) 九一匁(一升〇匁九一)
黒砂糖一斤 〇匁七五

慶応元年 肥後米一石(三俵)二〇七匁五(一升一匁〇七五)
黒砂糖一斤 三匁一七五

当時大阪市場に表れた砂糖は薩領からの品以外に、讃州、阿州、土州、岸和田、伊東、唐津、紀州などからの品があり、また長崎から輸入した外国産もあったが、輸入品は唐砂糖とよび、内国諸藩の産糖を和製砂糖といい、薩藩すなわち島津領三島産のものを特に黒砂糖と称えたという(大阪市史)。前表の黒砂糖とは大島産であろう。当時薩摩米は肥後米に比して低廉であったから、薩藩が大坂において砂糖を直営販売して取得した利益は莫大であったことが察しられる。

薩藩がかかる砂糖専売法を実施して、島民の膏血を搾ったのはもとより利益を壟断せんがためであって、どこでも封建制度の免れない弊政ではあるが、元来富強の大藩でありながら、新付の民に対してあまりの苛酷に失したのは、一つは藩主の威をかさにきて横暴をほしいままにした藩吏のいたすところではあるが、主として藩の財政難からきていることは争われぬ。すなわち一面に

は宝暦年中幕命を受けて木曾川改修の難工事に費消し尽くした藩財政の窮乏を救い、一面には重豪公一代の雄をもつて豪快の政治を行った結果、破綻にひんした財政をばん回せんがため、大島を唯一の財源として搾取の対象に供したのである。

(三) 夫 役

共有地を配当された農民はすべて夫役といって、男子十五歳から六十歳まで、女子十三歳から五十歳までの者は皆労力の貢をする制であった。夫役に従事する者を用夫または現用夫といい、兵役、輸卒をはじめ、池溝、道路、橋渠、堤堰などの修繕造営から田畑の復旧、租年貢の運搬、藩吏巡回の際の労役はもとより、俸給の一部として吏員の私用にまで使役された。したがって農民は一年の過半はこの夫役に従い、自己の農作に入念する日数はきわめてきん少であった。もつとも戸籍改めの際に贅者と不具者はこれを区別して夫役を免除した。そのほか、藩の公職を勤むる者すなわち与人、与人格、間切横目およびその同格、黍横目およびその同格ならびにこれらの嫡子は空役といって夫役を免ぜられ、詰役の女中妾となつて失敗なく任務を終えた者およびその子は除外さ

れ、郷士格とその子三男までおよび一代郷士格の者もまた特に免除された。そしてこれらの資格によつて夫役を免ぜられた者は二本簪を使用することが許された。この夫役については藩庁からしばしば警告して、農繁期にはなるべく農民を使役しないように、また私用には夫役を避けるように努力したが、実際には行われ難く、農民は常に雑多な労務に使役されて非常に苦しんだ。

(四) 祝儀進上物

以上の年貢上納や労役奉仕のほかに、藩公道楽用の小鳥の上納や馬の尻尾の上納までも仰せ付けられた上に、代官、付役らの使用する薪炭、鶏卵、蔬菜類の臨時徴発もかなり多かったというから、島民の負担は察するにあまりあるが、これらのほかにしばしば御祝儀進上物という特別の付加税が割り当てられたので、これがまた島民の悩みの種であった。すなわち藩公家に何か御慶事のあるたびごとに、島民より御祝儀言上の慶賀使として与人を上国せしめ御進物を捧ぐる定例がそれである。この定例がいつのころから始まったものかは明確でないが、とにかく安永以後しばしば太守御縁組につきとか、あるいは御家督初めての御下国につきとか、その他若殿様の御

元服、太守の初入府、太守の御任官、姫君の御縁組、太守の御病氣御快復などおよそ事あるごとに油断なく御祝儀与人の上国を命じて、島民の懐を搾取したのである。進上物はどんな品物でどのくらいであったかというに、もちろん事の軽重によって多少の差はあったろうが、次に示す一例は大体の標準を知る上に便利であろう。

進 上 物

- 一 若殿様 御軽被遊御庖瘡候段御到来に付、御三殿様、若殿様へ御祝儀申し上候様鎌田典膳より鹿島伝後左衛門様以御取次被仰渡候、尤進上物左の通
- 一 太守様 大御隠居様 若殿様へ 芭蕉布十端宛 焼酎一壺宛
- 一 焼酎十二壺宛、黒砂糖十斤宛 表方御家老様へ
- 一 焼酎十壺宛 黒砂糖八斤宛 若年寄様 大目附様へ
- 一 焼酎六壺宛 黒砂糖七斤宛 御勝手方御用人様へ
- 一 芭蕉布五端宛 黒砂糖十五斤宛 焼酎二十壺宛 御勝手方御家老様へ
- 一 芭蕉布三端宛 黒砂糖十斤宛 焼酎十壺宛 道之島掛御用人様へ
- 一 砂糖一万斤宛 運賃込

右者就御慶事為御祝儀与人致上国候節御失脚砂糖の儀に付願の趣有之候得共此節御吟味を以て以来右の通持ち登候様被仰付候条如何可申渡候

己二月十八日

鹿島伝後左衛門

武与八兵衛殿

岩切 新平殿

六 古文書の焼却

奄美五島が琉球の手を離れ薩藩支配下に属した当時は、行政機構をにわか改めては、島民の心に激動を与え、統御の上に少なからぬ支障を来すであろうことを恐れ、島民を懐柔しようという一種の政略に出たのである。しかし施政の内容は琉属時代と雲泥の差があった。

最初のうちこそその圧迫に屈服していたが、後年代官政治の弊害が暴露するにしたがつて、島民の中にはその威令を軽んずる者がだんだん多くなってきた。すなわち、当時わいろは公然と行われ、また代官、付役ら往々その人を得ずして、島民の間に威信を失う者もあり、それに在任期間が短かったため、彼らの政治が往々

にしている加減なものになりがちであった。したがって当時民間におそれられ敬われたものは、二カ年交代（後には四年交代）の詰役ではなく、むしろ土地の門閥であり、豊富な財力を持つている与人、横目たちであった。彼らは常に金銀の簪かんざしを差し、朝衣、広帯を用い、威容殿として島内の門閥をもって自負し、精神的にも琉属以来の伝統的特権を固持して、あえて代官政治に悦服しないばかりか、むしろ島政のことについては代官以上の見識を有し、一体に代官政治に飽き足らない風潮を示した。そこで藩庁もこれを看過することができず、新たに対策を講じてこの風潮の抑圧に努めなければならなかった。

宝永三年（一七〇六）の諸家系図差し出しの命令をはじめ、その後における服装制限、忠勤誓約などがその表れである。

藩庁の圧迫が具体的に表れたのは二十一代吉貴公の宝永三年、四年にわたり、代官に命じて大島諸島における諸家の系図や諸記録をことごとく欺き取って、記録奉行所でこれを焼却し、一切の歴史的事実を隠滅し去ったことである。

「大島政典録」に次の文書がある。

大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、右四島人民の家柄可差立先代の由緒有之者是不残系図可差出旨申渡可有之。尤も御蔵物に被召上儀にては無之。必可被返下候間内々致其心得持合之者差出候様有之可然候。

一、系図文書無之者の内にも先祖差立る家筋の由緒有之者、委細書記可差立一事

一、寺社方々の儀も右同断

右之趣所中不洩様申候。無滞差出候様島中へ申渡し書付取揃付状にて可差趣旨、宝永三年戌十二月廿日堀甚左衛門殿御取次を以て代官川上孫左衛門氏被仰渡候事。

これは宝永三年（一七〇六）十二月廿日藩庁が発した系図取り上げの命令である。文面によれば、系図ならびに文書を一応取りまとめ祖先の由緒を調べて家柄を取り立てる。そして、これは決して御蔵物に召し上げるのではなく、取り調べの上は再び差出人に返すから安心して差し出すようにと明らかに示されている。正直な島民はこれを深く信じ一面には家柄を取り立ててもらいたく、同

時に差し出さない場合の処罰を恐れて、一切の記録を代官の手を経て藩庁に差し出したのである。

しかるに藩庁は初めからかようにして島民を欺き、すべての歴史を隠滅して、その脳裏から琉球との関係を忘れしめようとたくらんだのであるから、一旦差し出した系図や諸記録はこれを全部焼却して、二度と島民の手もとには返らなかつた。大島諸島に古記録、古文書、古系図のないのは、あつてもきわめて少ないのはそのため、なんとしても惜しい極みである。

およそよるべき文書を持たない民族ほど哀れむべきものはない。文書は実にその民族が祖先の業績と伝統とを立証する唯一の貴重な資料であるばかりでなく、民族生活のよつて、もつて立つべき大きな背景であり、同時に将来の発展向上を計る上における最も強大な力である。

ところが奄美の人々はその誇りであり力である文書を藩庁の奸計かんけいによって根こそぎ失ったのである。それがために誇るべき祖先の伝統を失って自卑自屈の敗残者として暗い運命をたどらねばならないようになったのである。

享保五年十月十二日

和田治兵衛

七 服装と簪の制限

琉球服属以来道之島の大屋子（大親役）および与人は一般に金の簪、朝衣、大広帯を用い、以下の諸役員も各々その格式、階級によつて服装が定まっていたが、享保五年（一七二〇）になつて島津吉貴公の命によつて、金銀の簪および絹布着用の禁令が發布された。そこで与人ならびに横目一同から嘆願書を提出しようやく銀の簪を使用することだけが許された。

大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、右四島与人、横目は迄は金之并並に朝衣、広帯致着用一來候得共、向後金銀簪令禁止候。真臉簪用可申候、朝衣、広帯は与人横目、目指、筆子、掟迄令免許候条、其外者かつて用間敷候。広帯之儀唐織用候儀者令禁止候。

一、右役々之者は紬着用は令免許候。絹布は令禁止候間かつて着用致間敷候。

一、右役々之外は木綿着用致し、絹布並紬までもかつて着用致間敷候。

右之通可申渡旨 弾正殿御指図にて候。以上

大島代官上村半兵衛門殿

この禁令文發布の結果、右四島の役員は金銀の簪を用いることを禁ぜられ、しんちゅうの簪を用いることになつた。さらに、与人、横目、目指、筆子、掟までの役員は朝衣、広帯を許され、あわせて紬の着用をも許されたが、地質に絹布を使用することは許されなかつた。その以下のものは朝衣、広帯、紬着用は一切禁止され、衣類はすべて木綿地を使用することとなつた。

簪の使用は古くからの慣例で、その制度は琉球服属時代に確立したものである。慶長以後薩藩に直属するようになつてからも、大親役、与人役は金の簪を用いることを許され、その他の諸役人は様に銀の簪を用い、人民はしんちゅうの簪を使用したもので、つまり階級によつてその区別を設けたのである。役人の身にとつてはその職務を遂行していく上に多大の権威と便宜とを伴つた金銀の簪を禁じられて、一般百姓なみにしんちゅうに限られることになると、従来どおりの威令を行い、統治の成績を期待することはできない。そこで与人一同連署して金銀の簪の使用を従前通り許可されるよう嘆願した。そ

の理由を要約すると、最初に簪の由来を述べ、次に金銀の簪の階級を示し、役人としての権威を保つ上にぜひ必要である理由を説き、もししんちゅうの簪を用うるにおいては、百姓と同輩に見なされ、役人としての権威を保つ上にぜひ必要であるゆえんを説き、しんちゅうの簪の使用を廃して、従来どおり金銀の簪を許可せられたいという内容である。

しかし金の簪の使用はついに許されず、銀の簪を用いることだけがようやく後に至つて許された。

八 忠勤誓約

服装ならびに簪の制限令が出た同じ享保五年（一七二〇）に、島津氏は与人役、横目役に血判を押捺せしめ、忠勤を誓わしめたが、その起証文は次のとおりである。

起証文前書

一、忠義疎意奉存間敷候、乖悪不忠之志輩於有之者、雖為誰人之上無用捨可遂言上事
一、当役儀に付勤方之儀御為め宜様無緩疎相勤可申候、相役中兼て宿志雖有之、御奉公之儀は不

挾孤疑、以熟談可相勤候、勿論隠密可仕儀は雖為親子兄弟無之知音、曾て申間敷候、且又口事等之儀無最眞偏頗可成程於所中相談之上相済可申候
一、異国船之儀に付而被仰渡候趣も有之候間、猶又大形之儀無之様入念可申候事
一、当役儀に付而邪儀私儀を以諸人より致進物取入儀候間、右牀の賄賂受用仕間敷候事
一、諸人より構私勝手罷成候儀を止、相頼雖有之最眞之取持仕間敷候事

右の趣於相背者

梵天、帝釈、四天王、惣日本国中六十余州大小神祇、殊伊豆管根両所権限、三島大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神、部類眷属神罰冥罰各可寵蒙一者也、仍起証文如件

享保五年五月吉日

以上述べたごとく、一に家柄可差立趣をもつて人民を懲憑し、系図および文書を取り上げて、家門の由緒を隠滅し、二に金銀の簪および絹布を廃して次第に役人の品位を落とし、三に起証文を徴して心意上の束縛を与え

たのは、一つには島民の中に例の門閥を気取って代官政治に心服しない者があつたからでもあるが、主として琉球との精神的連係を断絶しようとして、薩藩政治家の取つた政策である。

九 簪の再制限と庶民礼法

(一) 簪再制限令

服装、簪に関しては長い間享保五年（一七二〇）の規定に従っていたが、その後新たに増設された役目に対しては別に待遇上の準拠がなかつたため、単に一島の吟味をもつて申し付ける所もあり、諸島まちまちになつて大變都合が悪かつた。本来この簪は琉球服属時代から役目・役格の等級を示す大事なものであり、これによって厳然おかすべからざる等級を識別し、尊卑を差別したものであつた。当時島民に対して銀製二本の簪を許されることは男子無上の名譽だったのである。したがつて藩庁の方でも再び精密な規定を設けて階級の差別を明らかに

し、諸島区々の待遇法を統一する必要があつた。その結果享保の禁令後百三十八年を経て、安政五年（一八五八）島津忠重公の時に簪の制限がさらに左のとおり定められた。

道の島掛御用人衆へ

- 一 銀菊形并同添差迄二本
- 一 右郷士格、同嫡子、一代郷士格、与人、与人格
- 一 銀菊形并、眞鍮並銀添差迄二本
- 一 右一代郷士格嫡子、定式間切横目、惣横目より右同格迄

- 一 眞鍮苺形並同添差迄二本
- 一 右定式忝横目より諸横目格、山方横目迄
- 一 眞鍮苺形並同添差迄二本
- 一 右捷、目指、筆子、忝見廻、忝筆子、作見廻、砂糖方締、大島竹木見廻、沖永良部飯屋見廻、島々代官所書役等定め置候人数の外定助寄等の者共、御島方掛座見廻、大島代官飯屋付五人、同島見聞役並附役飯屋付三人宛、喜界島、徳之島、沖永良部島代官飯屋付三人宛、同島々見聞役並附役飯屋付二人宛、大島郷士格並一代郷士格二男以下五人迄、喜界島、徳

之島、沖永良部島郷士格並一代郷士格二男以下三人迄、島々詰役子供、定式与人、田地与人、定式間切横目、惣横目子供、定式外与人、与人格、間切横目、惣横目、右同格嫡子、定式忝横目嫡子

- 一 眞鍮添差一本
- 一 右大島郷士格並一代郷士格六人以下の末子、喜界島徳之島、沖永良部島郷士格、一代郷士格四人以下の末子、定式外与人格、間切横目、惣横目二男以下、定式外忝横目より以下役々子供

一 前各項の外即ち一般農民は鉄の添差一本とす。
右者島人共簪物の儀、往古より役目の等級は勿論、尊卑の差別を以て相用い来り候処、先年来追々役目も相重み、間には一島の吟味を以て申付候も有之区々致居候に付、この節改正致し右之通申付くる条一統堅く相守り、後年に至りいささかも取違ひ有之まじく、左候て定め置候外銀元紛敷差物等相用い候儀、きつと停止せられ候、但規則帳へも書載置く様申付候。右申渡すべき旨島代官へ申越し、三島方掛へも申渡す可く候。

安政五年十二月十一日

駿河

(二) 庶民礼法の厳達

さらに安政六年（一八五九）には庶民礼法に関する厳達があり、ついに島民は下駄、燈灯の使用までも禁止されるに至つたが、その規定は左のとおりである。

一、島人共途中にて御役方其他貴人へ行逢い候節不敬の儀之れなき様との儀は先年来度々申し渡し置き候へども、近比に至り諸稽古事又は病養等にて罷登り候者の内、間には不敬の為体にて罷通り候者之れあるやに相聞候。不届の至りに候。之れにより以来道具等持たせられ候向へ行逢い候はばきつと平伏致し、其外程々に応じ不敬の儀共之れ無き様相慎しむ、尤も下駄を履き通行致し候儀きつと差留候。右体の儀は専ら問屋共受持の事に候に付何篇氣を付け取締致し、若しや何ぞに付自儘の致方も候はば役々へ相付申し出さずべく候。左候て年限内にも島許へ差し返し、島法を以て取扱ひ致し候様申し付け候。

一、与人を初め、島役共に引山路相記し候燈灯相用い候由、右者夫々御格式も之れ有る事に候に付、御当地に於て相用い候儀をきつと差し留め候。然し乍ら島元は

頭立候目印にも相成るべき儀故に郷士格並に定式与人に限り差許し、其外は堅く停止せられ候。

右の通り申しつけ候条聊か取違ひ之れ有るまじく、此上ながら不守の者も候はばきつと沙汰に及ぶべく候。左候て規則帳へも書載置候様島代官へ申し渡し越し、三島方掛御役々並御代官へも申し渡すべく候。

但道の島問屋中へも申し渡し、罷登り候者共へ右の趣細々申し候様申付候。

安政六年六月廿三日 駿河取次 二階堂源太夫

十 藩吏の権勢

旧藩時代に島政をつかさどった代官、横目、附役らの藩吏はすべて城下の武士であつたので、威勢が強く、配下の人民がいささかなりとも礼を失することがあれば、斬捨御免で討ち果たし、人民はこれに對して争うことができなかった。彼らが一旦島に派遣されると、藩主の威をかりてむやみに島民を圧迫し、これを牛馬のごとく取り扱つた。実に横暴を極めたもので、人民は乗馬のままですの側を通ることができなかったばかりか、彼らが通

行の際には路上に平伏して頭を上げることすらできなかった。人民はたとえ富豪でも自分の屋敷の周囲に石垣を築いたり、模様入りの羽織を着たり、高傘を差したり、高下駄を履いたりすることは嚴重に禁じられた。また官舎の近くに家屋を建築したり、子供を泣かしたり、高声で談笑したりすることさえ許されなかった。

代官が政庁へ出勤しまた退出するときには、二、三名の児童をお供として、刀その他の用具を携帯せしめ、島内巡視のときには大名行列のように無数の島役人が馬上の代官の前後に行列して、お通りお通りと声をかけると、人民は通路を横ぎるどころか道を避けねばならず、沿道の人家は戸を閉じて隙見をも許されなかった。

それに当時の悪弊の一つは、藩吏の収賄行為で、彼らはいろの多少によつて島吏の進退、夫役の免否、諸請願の許否など一切の事を決し、非常な害毒を流した。わいろの主なるものは焼酎・豚肉・反物・呉座・苳・米・砂糖・落花生などであつた。その他民間に珍しい器物があれば何に限らず最低値で買い取られ、人民はこれを拒むことができなかった。わいろの贈収は特に離島においてひどかつたらしく、徳之島では明治初代の在藩染川五

郎左衛門に関する収賄沙汰が発覚し、明治八年鹿児島県訟課より中村兼志ほか三名が突然下島して、島吏らを糾問した結果、ついに染川以下は鹿児島に引致されて相当の微罰を受け、関係の島吏らもことごとく免職になつたという事件があつた。

十一 異国船の来航と本島船の漂着

(一) 異国船の来航

幕末のころわが国に異国船の来航が頻繁であつたことは、今さらここで述べるまでもない。それは単に本土ばかりでなく、南西諸島でもしばしばその禍を被つた。難船または漂着したものもあるが、多くは薪水食糧を求め、なかには近海を測量するなど勝手な振舞いをしたものもある。

特に琉球へは文化年間(一八〇四〜一七)以来英・仏・蘭の艦船が頻々と来航して和好を求め、嘉永六年(一八五三)には米国海軍提督ペリーが二度も渡琉して通商条

約の締結を迫つたことは有名な事実である。

そのようなかりあひもあつて、この小さな沖永良部島にも異国船の来航がたびたびである。それを順を追つて述べてみる。

- 1 元禄八年(二六九五)西原村の下へ唐船一隻漂着難破いたし乗組人数百十一人の内一人は当島にて死に、残り百十人御来船兩隻に乗付右宰領附役隈元八右衛門与人慶久甫横目安里松下相付薩州山川まで送り届候
- 2 享保九年(二七二四)三月喜美留村の下へ朝鮮船一隻漂着破船致し乗組人数当島より船取仕立幸領与人久米村右同平安山取扱役富玖安相付き琉球へ送届候
- 3 享保十七年(二七三三)喜美留村の下へ唐船一隻漂着致し琉球への乗筋不案内候間、案内附させ呉候様唐人より申出候に付御用船取仕立与大宣喜統横目平安統取扱役富玖政相付琉球へ送届候
- 4 寛延二年(二七四九)唐船一隻知名村の下へ漂着破船致し乗組人数十七人和泊村本御蔵の内に囲置与人池悦横目平安統取扱役永喜三幸領にて琉球へ送届候もつとも唐人共鹿一疋大犬一疋持渡有之候通事人平安統にて候

5 文政三年（一八二〇）十一月古里村の下へ夏楫船一隻漂着致破船乗込人数当島より便船又は琉球よりの迎船へ乗せ付差送候事

6 文政十一年（一八二八）六月七日与論島へ異国船一隻漂来橋船より七人乗込にて前浜へ近く乗付彼島前座其場へ駆付何國の船にて候哉と問掛候得共言語不通にて候然処鉄切二つ陸へ投捨本船の儀引取候段飛船を以右鉄切相添届申出候、同十六日当島南の方へ相見得、翌十七日島尻一里計沖へ漂来り橋船より六人乗込にて知名村湊へ乗入陸へ上り村の者共追々出張手様等を以て唐いも望の向見受候に付取寄相与候処別て歛右返礼として鉄延金七つ宇突一つ銘々差送兼て横文字通用之手様等いたし暫居合橋船へ乗付本船の儀引取候折節田地横目宮川廻勤先にて成行致見分候に付右宰領にて上國申付候此代何留へ委敷有之

7 天保元年（一八三〇）寅十二月伊延へ無人唐船寄来詰役並島役々出張にて致差候処御用立候品無之其段御届申上候処唐船の儀は格別御取締の儀に付船滓其外小品逆も不残差登候儀被仰渡翌々辰夏楫木切不残差登候委細此代何留へ記置候

山世譜卷九。

文化六年（一八〇九）六人乗の沖永良部島船、ルソングバタン島に漂着、一名死亡他は中国を経て送り返される（中山世譜卷十一）。

次は昭和五十三年十一月十一日の南海日日新聞の「南島通交史研究の進展」という記事から抜き書きしておいたものである。

寛政二年（一七九〇）沖永良部島から山原^{やんばる}へ商売のため行つた船が、辰の風（東南東の風）のため十四日間漂流し、朝鮮全羅道興陽原に漂着した。

この船の長さ六十尺、広さ十尺五寸、高さ六尺、船中に米、麦、粟、豆、木綿、蕉などのせている。商売用の物であろう。

船中の人口は七名で、真美留村の伊名川、前平、喜者富、國頭村の高甫、出花村の仲正、先甫、それに畦布村の神屋の七名であった。

そして服装、形貌が記録されており、当時の奄美の人々の服装・形貌を知る有力な資料となった。というものであるが、朝鮮に漂着したこれらの人々はその後郷里に帰ることができたのだろうか。帰れたとすれ

(二) 沖永良部島の漂着

沖永良部島の船や人の漂流または漂着などということについては言い伝えにも全くないようで、聞いたこともない。ところが、大川恵良著「伊良部郷土誌」によると、「一三〇〇年から一五五〇年ごろまでを按司^{あかし}、殿^{とみ}の世代と言伝えているが、そのころ伊良部島に三人の大和人が漂着して、原住民の指導啓発に当たっている。すなわち佐和田元島の嵩平山に、沖永良部の人三世之主殿が漂着して、住民を統率して農業を盛にした。この人は非常に仁徳の高い人で住民から敬慕されていたので、この人が死んだ後お嶽を建てて祀り、三世之主殿と称し毎年九月例祭日を定めて崇めている。」とあり、一三世紀から一六世紀のころに沖永良部の人が、遠く先島群島の伊良部島に漂着していることがわかる。

これが年代的には一番古いのであるが、その後の漂着について「名瀬市誌」は次のように述べている。

享保五年（一七二〇）沖永良部船が、台湾へ漂着破損し、中国福州を経て帰された。

元文三年（一七三八）にも同様なことがあつた（中

ばどんな道順を経たのだろうか。名前や屋号などから子孫が分からないものか。何か言い伝えなどは残っていないものか。等々のことが知りたくなる。

県立図書館にある「犯科帳」に次のような記録がある。

文化七年（一八一〇）に唐へ漂着した船があつた。船名は長久丸、船頭は鹿児島下町の貞次郎といい、乗組として種子島の人九名、川辺郡秋目の人が六名、指宿の人二名、今和泉、垂水、鹿児島下泉町の人がそれぞれ一名ずつで、以上の者には水主という肩書きが書いてある。

ところが肩書きのないのが五名いる。すなわち次の通りである。

琉球國沖永良部島	久志検村	中元
〃	喜美留村	白間
〃	手々知名村	季国
〃	和泊村	仲留
〃	畦布村	里江

この五名は肩書きのないところからすると乗客だったのではなからうか。どういう目的で乗っていたのだろうか。長久丸は取り調べを受けた後、それぞれ郷里へ帰つ

てもよい、ということになった。

十二 遠島人と文化開発

薩藩が奄美諸島を流刑地に定めたのは、寛政元年（一七八九）からということであるが、実際にはもつとさかのぼるかもしれないという。事実沖永良部島の宗門手札改めの際の人口調査は明和九年（一七七二）から始まっているが、当時の総人口一万一千四百七人、流人七十九人と見えていることからもうなずけることである。

遠島に処せられる者は、主として国事犯のような重罪人で、なかには知名の士もいる。そして罪の重さに従って大島、喜界島、徳之島、沖永良部島と、だんだん遠隔の離島に流したことは、西郷隆盛の例に見ても分かる。沖繩学の権威者伊波普猷氏が「渡流日記を紹介す」の中で「慶長以後、薩藩の国事犯罪人は大方道之島に、罪の重い者は特に沖永良部島に島流しされたといえますから、同島はこれらの危険思想家のおかげでその文化の向上を見たことでしょう。」と述べているように、罪の重い者ほど遠くの方に島流しされたようである。

10	安政六年（一八五九）	一一、九七五人	九五入	居付女二人
11	慶応元年（一八五〇）	一三、三三六入	七九入	居付女二人
12	明治二年（一八六九）	一四、三三七入	四六入	居付女二人

以上のように九十七年間に総計九百二十九人の遠島人と、居住・島居付・滞島・借島等々その意味は判然としないが、その総計百二十一人にもなる遠島人関係者がいたことが分かる。

九十七年間に十二回の宗門手札改めが行われているが、最初は十数年ごとに行われていたのが、後には数年ごとに行われていることや、遠島人の呼び方も流人、遠島人、流罪人と変わっていることなど、どうしてだろうかと疑問になるが、それらはさておき、九十七年間に九百二十九人も遠島人がいたことは、宗門手札改めが行われるたびにごとに毎回平均七十七・二人の遠島人がいたということになる。沖永良部は三十六村といわれるが、その三十六村に平均二・一四人の遠島人が常時配流されていたことになる。この数は大島本島の文化二年（一八〇五）の遠島人三百五十六人、滞島人六十人に比して決して少ない数ではない。

遠島人は本土をはじめ奄美諸島からも来ていることに

この島流しを遠島といい、遠島される罪人を遠島人と呼んだのである。

さて、いかなる人々がいかなる罪名によって、いつ、どこ（島）に遠島されたかについては、最も興味あることでだけれどもが知りたいことであるが、記録の微すべきものがないのではつきりしない。

そこで「沖永良部島代官系図」から宗門手札改めの際の人口調査の実態および遠島人数を摘録し、それを基にして推測を試みたい。

順	年	総人口	流人	島居付、借島、滞島
1	明和九年（一七七二）	一一、四〇七人	流人 七九人	
2	天明六年（一七八〇）	九、一四五人	遠島人 六〇人	
3	寛政十一年（一八〇〇）	九、五〇八人	七〇人	居付五人、住職一人
4	文化十一年（一八一五）	八、九七一入	六四人	居付十一人
5	文政六年（一八三三）	九、三三四入	五四人	居付十三人、滞島四人、寺番一人
6	天保三年（一八三二）	九、五九八人	七六人	居付十一人、借島四人
7	天保八年（一八三七）	九、七六八人	一〇〇人	居付四七人、借島四人
8	弘化二年（一八四五）	一〇、六三六人	流罪人 二四入	滞島三人、居付五人
9	嘉永五年（一八五三）	一一、〇三〇人	八二人	居付四人

なっているが、受け入れ側としては代官所であらかじめ順番を定めておいて、遠島命令書受領次第本人を配流予定の村落に送ったものであろうか。

また、配流先の村落では受け入れ準備としていかなることをしていたのであろうか。ある村落では村有地に砂糖小屋のようにあらかじめ遠島人小屋を作っておいた、とのことであるが、そのへんのことについての記録も伝承も残っていない。

西郷隆盛よりも先に遠島で沖永良部島にきていた川口雪蓬は、最初喜美留村に配流になっていたという。ところが食が足らず空腹に耐えかねて余儀なく、ある夕方畑に出て芋を掘りあさっていたところを青年に見つかり、追われ追われて西原村に着き、以後西原村にいつき、子弟教育を業として生計を立てることにしたのだという。（喜美留の故永井カネ媼談）

雪蓬に限らず遠島人にとっては、未知の地で衣食住の充足をはかるということがいかに大事なことであるか、とりわけ食の問題は緊要であるだけにどのように処置していたのだろうか。

天保十三年（一八四二）、今の名瀬市小宿に遠島され

ていた^①名越左源太著「南島雑話」に次のように述べられている。

「下通の流人、同輩の者集りしたたかに呑み又喧嘩すること如^二此^一凶^一、多くこの類流人なり。ばくえき酒乱は流人の常と知るべし。其古へは権夫と聞えし武士も零落すれば見る影なし。只時の幸を得て榮華を思ひ之を頼むものは如此凶、非人乞食となりぬべし。是も下品の流人也。

流人の上通りなるは子供に手習素読を教え、又は島人の富家の者の書状を認め、砂糖の取引の算面をして加勢して呉れば其人への朝夕不如意なきように米穀をあたへ又家は明家をかし後々には自力により家作を拵^{こしら}へ少したくはへあれば却て大和にての貧窮にまされば不幸中の幸といふべし。第一大酒、女色、放逸を慎むべし。地狭も慘危も其身々々の填によるべし。一身産業を以て渡世する者はと云へども時に取は又足也。」

さすがに流人の流人観とでもいうべきものだけに妙所を言いあらわして、流人の進むべき道を指示している感さえする。

蓬の教氏は碩学^{せきがく}にして詩歌の趣味もあつたという。

学識あるこれら遠島人が島の文化開発に貢献したことはもちろんであるが、衛藤助治編「沖永良部誌」には次のように述べてある。

「遠島人の多かりし時は百二十三人を数へ少き時は四十六人なりき。かくも遠島人の多きはその数少かるべし、遠島人中には西郷南洲翁あり、川口雪蓬あり。佐土原藩士三名の如きは佩刀を許され意気揚々として罪跡ある人の如くは見受けられざりしと聞く。流罪人中罪状の穉^{わづか}悪なりしものあるを聞かず、藩候の嫌忌^{けんき}にふれ配適せられたるもの多きが如し。

遠島人中居住、居附、滞島等の種類あり。居住は藩主より遠島を命ぜられたるにあらざりして不都合の行為により、家族若くは親類のものを当地に居住せしめたるものなり。

居附は赦免されて其儘居附となるものをいう。滞島は赦免されたるも故郷に帰り得ざるものを称せしなり。

遠島人は本島に如何なる影響を及ぼしたるか。流罪人の数は常に全島人口の百分の一内外を上下し、其の

ところで、九百二十九人も遠島人が沖永良部島にきているが、その中で沖永良部の文化開発に寄与したであろうと思われる遠島人は幾人ぐらいいるであろうか。

明治以前、内城で曾木藤太郎、鹿兒島市の人で遠島人、子孫は根折に移住藤田の阻父^{そふ}が、宗平安統、本城宗悦、豊山真粹敏らと同じころに私塾を開いていたという。和泊では在牢中の西郷隆盛に私淑して教育を受けた者、また談話の友人として薫陶を受けた者がいたが、同時に和村の紀の平右衛門、西原村の川口量次郎（号は雪蓬という）、喜美留村の兒玉万兵衛、皆川村の竹之内助市、平富里、畦布村の萩原藤七、玉城村の五郎兵衛門、黒貫村の村田某ら、このほか上平川村および上城村などにも遠島人の自宅教授者がいたようであるが、氏名が定かでない。

これら各村における遠島人の教育は、主に和文体の文章を教えたが、さすがに西郷翁は群羊の一虎とでもいうべきか、漢字を授けたりという。またつづり方の日常往復文のごときも文章家といわれ文才ある人の書いた文章を書き方に兼用し模倣させて学ばしめたという。南洲翁をはじめとして、和村の紀の平右衛門、西原村の川口雪

数敢て少なしとせず。本島人が流罪人に対する感情は一般に賤しくも見下したりしに關はらず、中には其の言動に感じ厚く之を礼遇せし例少しとせず。土持政照氏が西郷翁を優遇せし如きは其の一斑を示すに足るべきなり。而して翁が政照氏坦勁氏に偉大なる感化を与へたる、其他一般人士に直接間接に偉大なる感化を与へたる如きは人の認むる所なり。

而して本島士民一般が比較的義気に富み、且つ其言語の語根これまた比較的に正しく普通語を使用するに当って拗音、訛音等の少きは数多き遠島人の力あつかつて効ありしにあらざるか。」

(注) ①名越左源太

島津二十七代斉興のとき高崎崩れ（嘉永年間のお由良騒動）で嘉永三年（一八五〇）三月廿七日、三十二歳のとき大目付兼物頭を免職の上、大島（小宿）に遠島され約三年余を経て安政元年七月廿九日赦免、翌年六月帰郷した。この五年間の遠島生活が不巧の功績（南島雑話）を学界に残した。南島雑話は前後七章からなり大島の諸制度、人情風俗、日常生活、自然界等あま

ねく記述したもので貴重な史料である。

大島の流行歌に「名越様には始めて会うた。会うて見たればよかお人」というのがある。明治十四年六月十三歳で鹿児島で長逝した。辞世の歌に

谷川のさざれいはをも くずれつつ

ながれゆくなり 五月雨のころ

高崎崩れの首謀者高崎五郎右衛門の長男正太郎は十五歳に達して後名瀬、金久に三年、名越左源太は小宿に三年、大久保次右エ門（利通の父）は喜界島小野津に、近藤七郎右エ門は赤木名に、白尾伝右エ門は赤木名に、吉井七郎右エ門は久慈に、村野伝之丞は亀津に、それぞれ遠島された。

家譜によれば名越家は平家の出であるが祖先が島津家に仕え左源太は大目付兼物頭であった。若いころから文武両道の教養深く、かたわら医術を修め、和歌・書道・絵画をよくした。本草学にも精通していた。流刑に処せられたとはいえ普通の罪人とは異なり、今日の国事犯であり、当時の大島代官中山甚五兵衛とは旧知の間柄であった。

(注) ②衛藤助治 (大分県出身)

明治四十三年四月～四十四年五月、和泊男子高等小学校長。

明治四十四年六月～大正四年八月、和泊尋常高等小学校長。